

秘密保持契約書

_____（以下「甲」という。）と 合同会社 SH&E エクスパートサービス（以下「乙」という。）は、甲が乙に依頼するサービス（以下「本件業務」という。）において、乙が知り得た甲の情報、あるいは乙が甲に提出する情報の取り扱いに関し、次の通り秘密保持契約を締結する。

第1条 秘密情報の定義

1. 本契約において「秘密情報」とは以下のものをいう。
 - (1) 甲が乙に対して、開示若しくは提供した「秘密」、「機密」、「極秘」または「CONFIDENTIAL」の明記（以下「秘密表示」という。）がなされている情報
 - (2) 口頭または磁気記録媒体等の、あるいは、乙が甲の事業所等で、自ら知り得た甲の有形無形の技術上、組織上その他一切の情報で、機密表示が不可能な開示方法による情報で、甲が「秘密情報」である旨を乙に口頭で通知したものの。
 - (3) 乙が本件業務履行上、「秘密情報」として甲に提出する情報で、乙が「秘密表示」した情報、あるいは秘密である旨を乙に口頭で通知したものの。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報については秘密情報から除外し、本契約の規定は適用しないものとする
 - (1) 開示時に公知であった情報及び開示後に受領者の責によらず公知となった情報。
 - (2) 開示時に既に受領者が保有していた情報。
 - (3) 受領者が正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報。
 - (4) 開示者の秘密情報に依存することなく、受領者が独自に開発した情報。
 - (5) 秘密情報から除外することについて書面により事前に開示者の同意を得た情報

第2条 秘密保持義務

1. 甲および乙は、相手方から開示された秘密情報を善良なる管理者の注意義務をもって秘密として管理し、事前に書面による承諾を得ることなく、秘密情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。
2. 前項の規定にかかわらず、甲は、自己の役員・従業員に対し、機密情報を開示できるものとする。但し、甲または乙は本件事業の遂行のために知る必要がある者のみに対して機密情報を開示するものとし、機密情報を開示した相手先が機密情報を第三者に提供、開示又は漏洩しないよう厳重に指導及び監督する。

第3条 目的外使用の禁止

1. 甲および乙は、秘密情報を自らもしくは第三者の利益のために使用してはならない。又乙は本件業務の履行以外の目的で秘密情報を使用してはならない

第4条 秘密情報の返還等

1. 乙は、本契約が終了したとき又は甲から請求があったときは、甲の指示に従い、秘密情報を記録した媒体一切（複製・複写・要約を含む）および秘密情報が使用された提案書等を直ちに甲に返還し、破棄するものとする。廃棄した場合は、廃棄したことを証する文書を開示者に提出するものとする。

第5条 知的財産権等

1. 本契約に基づく甲から乙への情報の提供又は開示は、明示黙示を問わず、機密情報及びそこに含まれる特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権その他の知的財産権についての相手方に対する使用权、実施権、ライセンスの付与若しくは設定又は譲渡を意味するものではない。
2. 乙は、機密情報の中に、知的財産権になりうる情報が含まれていたとしても、国内外において特許申請行為等その情報に関する権利又は利益を相手方から奪う行為を、自ら行わず、また如何なる第三者にも行わせないものとする。

第6条 契約有効期間

1. 本契約の有効期間は、 年 月 日から1年間とする。ただし、この期間は、甲および乙の文書による合意によって変更することができる。
2. 前項の規定にかかわらず、本契約が終了した場合においても第2条乃至第5条及び第11条の規定は本契約の有効期間中に開示、提供又は知得された機密情報につき本契約終了後2年間有効に存続するものとする。

第7条 紛争の解決

1. 本契約から又は本契約に関連して紛争が生じた場合には、両当事者は信義誠実の原則に従い、相互の協議によりこれを解決する合理的な努力をするものとする。

第8条 準拠法

1. 本契約の有効性、解釈及び履行については、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

第9条 裁判管轄

1. 両当事者によって紛争等が友好的に解決できない場合、本契約に関する一切の訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10条 協議事項

1. 本契約に定めのない事項、本契約の規定に関する疑義、および本契約の変更については、甲乙協議の上、誠意をもってこれを決定する。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上各1通を保管する。

平成 年 月 日

(甲)

印

日時

(乙) 合同会社 SH&E エキスパートサービス

代表社員 玉井 良介

印

日時